

「F-SUS よこはま」管理業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 目的

女性起業家拠点施設としての機能の向上と安定的な運営を目的として、「F-SUS よこはま」の会員管理及び施設管理業務を委託します。

2 業務概要

- (1) 会員管理業務
- (2) 受付及びインキュベーション機能対応
- (3) 施設管理運営業務
- (4) 広報・PR 業務
- (5) 会員交流促進業務

3 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

4 スケジュール

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| (1) 平成 31 年 1 月 8 日 (火) | 募集開始 |
| (2) 平成 31 年 1 月 21 日 (月) | 参加意向申出書 受付締切 |
| (3) 平成 31 年 1 月 28 日 (月) | 質問書 受付締切 |
| (4) 平成 31 年 2 月 8 日 (金) | 提案書 受付締切 |
| (5) 平成 31 年 2 月 21 日 (予定) | 評価委員会 プロポーザルに関するヒアリング |
| (6) 平成 31 年 2 月末 (予定) | 事業者の決定 契約締結 |
| (7) 平成 31 年 4 月 1 日 | 事業開始 |

5 参考価格

6,400,000 円(税抜)

6 委託者選定方法

提案書公募によるプロポーザル方式

7 参加資格

横浜市入札有資格者名簿に登載されている業者の中から、次の要件をすべて満たす業者とします。

- (1) 参加意向申出書提出の時点で、平成 29・30 年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿へ登載され、所在地区分等を次のとおり登録していること。

- ア 所在地区分を「市内」で登録していること
 - イ 企業規模が「中小企業」であること
 - ウ 種目「事務・業務委託」の登録があること
- (2) 女性起業家支援業務に携わった実績を有すること。
- (3) シェアオフィス等の管理・運営実績を有すること。

8 参加意向申出手続き

本プロポーザルに参加の意向のある事業者は、下記に掲げる提出書類を提出してください。財団において、本プロポーザルへの参加資格の有無を確認後、参加資格確認結果通知・提出要請書を送付いたします。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式1） 1部
- イ 誓約書（様式2） 1部
- ウ 参加資格（2）及び（3）の実績を確認することのできる書類等

(2) 提出期限

平成 31 年 1 月 21 日（月）17 時 00 分まで（必着）

(3) 提出先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 7 階
担当 廣木、竹浪
電話 045-225-3714

(4) 提出方法

持参または郵送（簡易書留）

(5) 参加資格確認結果通知・提出要請書の送付日及び方法

平成 31 年 1 月 25 日（金）17 時 00 分までに、電子メールで送付します。

9 質問の受付と回答

本プロポーザルの内容について質問のある場合は、次により質問書（様式 3）の提出をお願いします。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限

平成 31 年 1 月 28 日（月）17 時 00 分まで（必着）

(2) 提出先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当
keiei@idec.or.jp

(3) 提出方法

電子メール（電話により着信確認を行ってください。）

(4) 回答日及び方法

平成31年2月5日(火)17時00分までに、財団ホームページに掲載するので、各自確認すること。

10 提案書の提出

(1) 提出期限

平成31年2月8日(金)17時00分まで(必着)

(2) 提出先

公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当
〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階
担当 廣木、竹浪
電話 045-225-3714

(3) 提出方法

持参または郵送(簡易書留)

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出書類

- ア 提案書(様式4)
- イ 実施体制(様式5)
- ウ 予算書(様式6)

11 事業者の選定

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

(1) 実施日時

平成31年2月21日(木)(予定)

(2) 実施場所

未定

(3) 出席者

本プロポーザルに関する責任者を含む、2名以下としてください。

(4) その他

- ア 時間・場所等詳細については別途お知らせします。
- イ 提案書を元に、口頭にてプレゼンテーションを行ってください。
- ウ 追加資料は認めません。

12 評価項目

(1) 管理運営力

- (2) 実施体制の妥当性
- (3) 女性起業家育成力
- (4) 広報・宣伝力
- (5) 会員満足度向上に向けた提案力

*総合点が上位の者から交渉権を得るものとしますが、同点の場合は(1)管理運営力及び(3)女性起業家育成力の得点上位者を優先とします。

13 評価委員会

- (1) 名称 女性起業家拠点運営事業 「F-SUS よこはま」管理業務委託提案評価委員会

- (2) 委員

横浜市経済局 中小企業振興部経営・創業支援課長
公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援部長
公益財団法人横浜企業経営支援財団 経営支援担当部長
公益財団法人横浜企業経営支援財団 国際ビジネス支援担当部長
公益財団法人横浜企業経営支援財団 総務部担当部長
日本政策金融公庫 南関東創業支援センター所長

14 選定結果の通知

選定結果の通知は、提案書等を提出したすべての事業者に速やかに通知します。

通知方法は参加意向申出書に記載されたメールアドレス宛に電子メールを送付し、追って通知書を書面にて送付します。

なお、交渉権第1位、第2位に選定された事業者についてはその旨を付して通知します。

15 契約に関する事項

- (1) 交渉権第1位に選定された事業者と財団が協議し、提案書による内容を基本として、業務の委託にかかる仕様を確定させた上で契約を締結します。なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

- (2) 本件業務の契約は、横浜市及び当財団において、本件業務が含まれる事業に関する平成31年度予算が可決することを条件とします。

16 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 結果の公表 受託者の決定後、特定結果を財団のホームページにて公表します。
- (3) 契約書作成の要否 要する。
- (4) プロポーザルの取扱い

- ア 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- イ 提出されたプロポーザルは、公正性、透明性を期すために、「公益財団法人横浜企業経営支援財団情報公開に関する要綱」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- エ プロポーザルの提出後、財団の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに選定を見合わせる必要があります。
- カ 提出された書類は返却しません。

(5) その他

- ア プロポーザルのために当財団において作成された資料は、財団の了解なく公表、使用することはできません。
- イ プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- ウ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- エ 選定されたプロポーザルを提出した応募者とは、後日、提出されたプロポーザル内容等に基づき、業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- オ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者であることが判明した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。
- カ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として選定されている場合は次順位の者と手続を行います。

17 問い合わせ先

〒231-0011 横浜市中区太田町 2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7F

(公財) 横浜企業経営支援財団 経営支援部経営支援担当

担当：廣木、竹浪

TEL : 045-225-3714 FAX : 045-225-3738 E-mail : keiei@idec.or.jp

【受付時間】 土日祝日を除く 9時～12時及び13時～17時

以上